

「⑧ 高機能換気システムの設置」について

本事業においては、給気・排気をともにファンによって行うことで確実な換気が可能、かつ熱交換器により換気の際の温度変化の抑制が可能な換気システムを「高機能換気システム」として、補助対象とします。

<審査基準>

厚生労働省では、「『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気方法」の中で、商業施設等における機械換気として、必要換気量（一人あたりの換気量 毎時 30 m³）を確保することを推奨しています。本補助金においては上記の必要換気量を確保できる機器であることを審査基準とします。

※申請にあたっては、

(設置箇所の最大利用人数) × (一人あたりの換気量 毎時 30 m³) 以上

の換気量が確保できる機器であることを事前にご確認ください。